

● 「教科に関する専門的事項」履修上の注意事項

- (1) 2019年4月1日改正教育職員免許法施行等により、「教科及び教科の指導法に関する科目」が開設されました。「教科及び教科の指導法に関する科目」は、2018年度まで「教科教育法」と呼ばれていた「各教科の指導法」と、同じく「教科に関する科目」と呼ばれていた「教科に関する専門的事項」に大別されます。本冊子では外国語学部で開講する「教科に関する専門的事項」について詳細を掲載します。
- (2) 外国語学部で開設する免許教科ごとの「教科に関する専門的事項」は、本学部の卒業要件である専門教育系科目「専攻語科目」「専攻科目」「学部共通科目」、国際性涵養教育系科目「兼修語学」、教養教育系科目「高度教養教育科目」の科目区分で開講されています。したがって、修得された科目は「外国語学部卒業のための単位修得要件」であると同時に、「教員免許申請のための単位修得要件」となります。ただし、他専攻の免許取得を目指す場合などは、卒業要件を遥かに超えて多くの単位修得が必要となることがあります。
- (3) 2018年度以前入学者については、「教科に関する専門的事項」が「教科に関する科目」と兼ねて開講されますので本冊子等を参照してください。
- (4) 同一授業科目名の科目を重複履修し単位が認定されても、「教科に関する専門的事項」(兼教科に関する科目)としては1科目分しか単位計算されませんので注意してください。
- (5) 各教科の頁の単位修得方法の備考欄及び巻末の必要単位数をよく読んでください。